

別表第14号

工事設計認証
単一の種別の無線設備に係る申込の場合 1 件当たりの手数料
基本料金の額 + 手数料の額 + 試験手数料の額 + 環境試験追加費用

1. 基本料金 適用 1件当たりの申込の基本料金			基本料金(円) 20,400		
2. 試験に対する1台あたりの試験料金			(円)		
特定無線設備の種別 (証明規則第2条第1項)	略称	手数料の額	試験手数料	環境試験追加費用	
(25) 第8号	特定小電力機器	ミリ波レーダ	270,000	170,000	A
		60GHz帯の機器	270,000	170,000	-
		移動体検知センサ	270,000	170,000	A
		体内埋め込み医療用	270,000	170,000	-
		その他	270,000	140,000	-
(26) 第9号	V S A T		270,000	170,000	B
(27) 第9号の2	K a 帯V S A T		270,000	170,000	B
(90) 第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム		135,000	140,000	-
(91) 第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム		135,000	140,000	-
(92) 第19号の2の2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム (模型飛行機用)		135,000	140,000	-
(93) 第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム (模型飛行機用)		135,000	140,000	-
(94) 第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム (I)		135,000	140,000	-
(171) 第58号	簡易型船舶自動識別装置		270,000	140,000	A
(172) 第59号	簡易型国際 VHF (据置型)		270,000	140,000	A
(173) 第60号	簡易型国際 VHF (携帯型)		270,000	140,000	A
(174) 第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局等		270,000	170,000	A
(175) 第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		270,000	170,000	A
(176) 第63号	700MHz帯高度道路交通システム基地局		270,000	170,000	A
(177) 第64号	700MHz帯高度道路交通システム陸上移動局		270,000	170,000	A
(178) 第72号	無人移動体画像伝送システム		270,000	140,000	A
(179) 第78号	5GHz帯小電力データ通信システム		135,000	140,000	-

別表第14号

- 1) 受信装置のうち副次発射以外の諸特性を測定する場合には、後段の試験の手数料に50,000 円を加算します。
モード数が複数ある場合、上記手数料に乗算します。
- 2) 無線機シミュレータを使用する場合は追加の費用を加算します。
- 3) 「ISO9000s 認定」を受けていない工場で製造されている申込設備に係る手数料については、
表に定める手数料の額から 60,000円を加算します。
- 4) 送受信機の数が2台(異なる周波数帯域等の場合を含む。)以上のときは 100,000 円を加算します。
- 5) 製造工場が複数の場合の手数料は、表に定める額に1を超える工場 (ISO9000s 認定を受けている工場を除く。)の
数に 60,000円を乗じた額を加算します。
- 6) 複数無線設備(一つの筐体で種別が異なる複数の無線設備。以下同じ)に係る同時申込(以下同じ)の場合 には、
手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料の額の 1/2 (次号の試験の手数料を除く。)を加算した額とします。
- 7) 試験手数料
アンテナ一体型試験法又は空中線特性試験を行う際に電波無反射室を使用する場合は、別途手数料を加算します。
- 8) 周波数の許容偏差の測定に際して、環境条件のうち、温湿度要件、振動要件にかかわらず14,300円/Hを加算します。
おおよその目安

温度試験	3.0H
湿度試験	5.0H
振動試験	3.0H
- 9) 比吸収率試験
別途お見積りいたします。
- 10) 送受信機の数が1台のときの試験手数料の額を示し、次の場合には、表に定める額に次の額を加算します。
但し、他の加算項目に含まれ、測定する回数が増加しない加算項目の場合には、加算しない。
- 11) 5GHz 帯小電力データ通信システム(Ⅰ)及び 5GHz 帯小電力データ通信システム(Ⅱ)において、
キャリアセンス機能の試験のうちDFS 機能の試験を行う場合には、次の額を加算します。
(ア) 利用チャネル確認の試験
DFS 機能の試験1セット(4 回の繰返し検出を行うことをいう。以下同じ)当たり4,000 円
(イ) 運用中チャネル監視の試験
DFS 機能の試験1セット(20回の繰返し検出を行うことをいう。以下同じ)当たり 20,000円
- 12) 特定小電力機器に係る体内植込型医療用データ伝送のうち、体内無線装置の測定については、
200,000円を加算します。また、体内無線装置の測定に際して、申込者自らが液剤・機材等を準備する場合には
160,000 円を減額します。
- 13) 環境試験の項目の記号の意味は以下のとおりです。
記号
A:温湿度試験及び振動試験
B:温湿度試験
気象援助局(ラジオゾンデ)は温湿度試験に加え振動試験も実施します。
- 14) 取下げ手数料
技適・認証の申込において、申込の取り下げがあった場合は、基本料金の額及び実施試験の額を申し受けます。
- 15) 事務所以外で技適試験を実施した場合の手数料
証明員派遣費
(ア) JET事務所と技適場所との間の移動に要する時間数について1時間あたり 10,200 円とする。
ただし、1時間未満の端数は切り上げるものとする。
(イ) 前記の移動に要する時間数は、使用する交通機関の標準の所要時間によることとしこれにより難い
場合は、JETと申込者双方が協議して定めるものとします。
旅費等
JETの旅費規程によります。
その他の手数料
技適ラベルの手数料
JETに認証のラベル作成を委託することも可能です。認証ラベル作成の費用は別途お見積りいたします。
- 16) その他の手数料
過去一年以内の実績を基に手数料を個別に減額します。
弊所が適当と認める場合に手数料を個別に減額を行う事があります。